第9号議案

乙訓休日応急診療所整備基金条例の一部改正について

乙訓休日応急診療所整備基金条例(平成26年長岡京市条例第1号)の一部 を別紙のとおり改正するものとする。

令和4年2月18日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

乙訓休日応急診療所整備基金の目的に施設運営に要する資金の積立てを追加するため、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

乙訓休日応急診療所整備基金条例の一部を改正する条例 乙訓休日応急診療所整備基金条例(平成26年長岡京市条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

改正後	改正前
乙訓休日応急診療所整備運営基金条例	乙訓休日応急診療所整備基金条例
(目的及び設置)	(目的及び設置)
第1条 乙訓休日応急診療所の施設整備及	第1条 乙訓休日応急診療所の施設整備に
<u>び運営</u> に要する資金を積み立てるため、	要する資金を積み立てるため、乙訓休日
乙訓休日応急診療所整備 <u>運営</u> 基金(以下	応急診療所整備基金(以下「基金」とい
「基金」という。) を設置する。	う。)を設置する。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。